

一般財団法人にいがた住宅センター 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定に係る技術的審査業務規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この技術的審査業務規程(以下「規程」という。)は、一般財団法人にいがた住宅センター(以下「センター」という。)が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)第41条第2項に定める認定基準への適合に係る技術的審査(以下「技術的審査」という。)の実施について必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 技術的審査は、認定基準への適合性について、公正かつ適確に実施すしなければならない。

(技術的審査の実施機関の原則)

第3条 技術的審査を実施できる機関は次のとおりとする。

- (1) 審査対象が住宅の場合は、登録住宅性能評価機関が技術的審査を実施する。
- (2) 審査対象が非住宅の場合は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が技術的審査を実施する。
- (3) 審査対象が住宅及び非住宅を含む複合建築物(以下「複合建築物」という。)の場合は、住宅部分は登録住宅性能評価機関が、非住宅部分は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が技術的審査を実施する。

(技術的審査の業務を行う時間・休日、事務所の所在地及び業務区域等)

第4条 技術的審査を行う時間・休日、事務所の所在地、業務区域及び建築物の用途に応じた業務範囲等は、前条の審査対象により、一般財団法人にいがた住宅センター評価業務規程若しくは一般財団法人にいがた住宅センター建築物エネルギー消費性能適合性判定業務規程による。

第2章 技術的審査の業務の実施方法

第1節 依頼手続き

(所管行政庁に認定申請する前に技術的審査の依頼)

第5条 所管行政庁に認定を申請する前に技術的審査を依頼しようとする者(以下「依頼者」という。)又は技術的審査の手続きに関する一切の権限を依頼者から委任された者(以下「代理者」という。)は、センターに対し、次の各号に掲げる図書(以下「技術的審査用提出図書」という。)を、正副2部提出しなければならない。

- (1)別記様式1号の建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定に係る技術的審査依頼書(以下「依頼書」という。)
- (2)建築物のエネルギー消費性の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「規則」という。)第30条第1項で定める認定申請書(第三十七号様式)。
- (3)技術的審査の対象となる建築物の設計図書等(規則第30条第1項に定める図書その他センターが技術的審査のために必要と認める図書(以下「技術的審査添付図書等」という。))。

(適合証が交付された後に行う計画の変更に係る技術的審査の依頼)

第6条 依頼者は、第11条第1項の適合証の交付を受けた建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定に係る計画を変更する場合には、センターに変更に係る技術的審査の依頼をすることができる。この場合、依頼者はセンターに対し、次の各号(当センターにおいて直前の技術的審査を行っている場合にあっては、(3)を除く。)に掲げる図書を、正副2部提出しなければならない。

- (1)別記様式3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定に係る技術的審査依頼書(変更)。
- (2)技術的審査添付図書等のうち変更に係るもの。

(3)直前の技術的審査の結果が記載された適合証又はその写し。

(技術的審査の依頼の受理及び契約)

第7条 センターは、第5条又は第6条の技術的審査の依頼があったときは、次の事項を確認し、当該技術的審査用提出図書を受理することとする。

(1)技術的審査を依頼された建築物の所在地が、第4条の業務を行う範囲、区域内であること。

(2)技術的審査用提出図書に形式上の不備がないこと。

(3)技術的審査用提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。

(4)技術的審査用提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2 センターは、前項の確認により、技術的審査用提出図書が同項各号のいずれかに該当しないと認める場合においては、その補正を求ることとする。

3 依頼者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、センターは、受理できない理由を明らかにするとともに、依頼者に技術的審査用提出図書を返却することとする。

4 センターは、第1項により技術的審査の依頼を受理した場合においては、依頼者に別記様式7号の引受承諾書を交付する。この場合、依頼者とセンターは別紙技術的審査業務約款に基づき契約を締結したものとみなす。

5 前項の技術的審査業務約款又は引受承諾書には、少なくとも次の各号に掲げる事項について明記しなければならない。

(1)依頼者は、提出された書類のみでは技術的審査を行うことが困難であるとセンターが認めて請求した場合は、技術的審査を行うのに必要な追加書類を双方合意の上定めた期日までに機関に提出しなければならない旨の規定。

(2)依頼者は、センターが認定基準への適合に関する是正事項を指摘した場合は、双方合意の上定めた期日までに当該部分の技術的審査用提出図書の修正その他必要な措置をとらなければならない旨の規定。

(3)別記様式2号の適合証の交付前までに、依頼者の都合により依頼内容を変更する場合は、依頼者は、双方合意の上定めた期日までに機関に変更部分の技術的審査用提出図書を提出しなければならない旨の規定及びその変更が大幅なものとセンターが認める場合にあっては、依頼者は、当初の依頼内容に係る依頼を取り下げ、別に改めて技術的審査を依頼しなければならない旨の規定。

(4)センターは、適合証を交付し、又は適合証を交付できない旨を通知する期日(以下「業務期日」という。)を定める旨の規定。

(5)センターは、依頼者が(1)から(3)までの規定に反した場合には、前号の業務期日を変更することができる旨の規定。

(6)センターは、不可抗力によって、業務期日までに適合証を交付することができない場合には、依頼者に対してその理由を明示の上、必要と認められる業務期日の延期を請求することができる旨の規定。

(7)依頼者が、その理由を明示の上、機関に書面をもって業務期日の延期を申し出た場合でその理由が正当であるとセンターが認めるときは、センターは業務期日の延期をすることができる旨の規定。

(8)センターは、依頼者の責めに帰すべき事由により業務期日までに適合証を交付することができないときは、契約を解除することができる旨の規定。

(9)センターは、所管行政庁の求めに応じ、技術的審査の内容について、所管行政庁に説明することができる旨の規定

(技術的審査の依頼の取下げ)

第8条 依頼者は、第11条の適合証の交付前に技術的審査の依頼を取り下げる場合には、その旨を記載した取り下げ届(別記様式6号)をセンターに提出することとする。

2 前項により取り下げ届の提出を受けたセンターは、技術的審査の業務を中止し、技術的審査用提出図書を依頼者に返却することとする。

(所管行政庁から依頼される技術的審査)

第9条 所管行政庁から依頼がある場合の技術的審査は、所管行政庁との契約に基づき行うこととする。

第2節 技術的審査の実施方法

(技術的審査の実施方法)

第10条 センターは、技術的審査の依頼を受理したときは、速やかに、第13条に定める審査員に技術的審査を実施させなければならない。

2 審査員は次に定める方法により技術的審査を行う。

(1)技術的審査用提出図書をもって技術的審査を行う。

(2)技術的審査を依頼された建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定に係る建築物が認定基準に適合しているかどうかを確認する。

(3)技術的審査を行うに際し、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは当該建築物が認定基準に適合しているかどうかの判断ができるないと認めるときは、追加の書類等を求めて審査を行う。

3 審査員は、技術的審査上必要があるときは、技術的審査用提出図書に関し依頼者に説明を求めることとする。

(適合証の交付等)

第11条 センターは、審査員の技術的審査の結果、依頼された建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定に係る建築物が認定基準に適合すると認めたときは、別記様式2号の適合証(第6条による依頼の場合は別記様式4号の適合証(変更))を依頼者に交付することとする。

2 前項の適合証の交付番号は別表「適合証交付番号の付番方法」に基づき付番された適合証交付番号を記載することとする。

3 センターは審査員の技術的審査の結果、依頼された建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定に係る建築物が認定基準に適合せず、かつ是正される見込みがないと認めて技術的審査をしないときは、その旨の通知書(別記様式5号)を依頼者に交付することとする。

4 当センターが既に適合証の交付を行っている建築物について、当該建築物の建築主又は建築主から委任を受けた者より当該書類の再交付の申請があった場合は、その交付を行うこととする。

第3章 技術的審査料金

(技術的審査料金)

第12条 センターは、技術的審査の実施に関し、別に定める技術的審査料金を徴収することができる。

2 センターは、前項の技術的審査料金についての請求、収納等の方法を別に定めるものとする。

3 所管行政庁からの依頼による場合の技術的審査料金については、所管行政庁との契約に基づくものとする。

第4章 審査員

(審査員)

第13条 センターは、次に該当する者(以下「審査員」という。)に技術的審査を行わせなければならない。

(1)住宅にあっては、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保促進法」という。)第13条に定める評価員で、共同住宅共用部における一次エネルギー消費量の算出についての知識を有する者、かつ、一般社団法人住宅性能評価・表示協会(以下「協会」という。)が実施する技術的審査に関する研修を受講し、センターが選任した者。

(2)非住宅にあっては、法第50条に規定する適合性判定員で、かつ、協会が実施する技術的審査に関する研修を受講し、センターが選任した者。

(3)住宅及び非住宅を含む複合建築物にあっては、住宅については第1項(1)の審査員が行い、非住宅部分については第1項(2)の審査員が行う。

2 第1項(1)に定める審査員の技術的審査を行う住宅の範囲は、住宅品質確保促進法別表中欄に掲げる要件に

応じ、同表上欄に掲げる住宅の区分とする。

(秘密保持義務)

第14条 センターの役員及びその職員(審査員を含む。)並びにこれらの者であった者は、技術的審査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第5章 技術的審査の業務に関する公正及び適正性の確保

(技術的審査の業務に関する公正の確保)

第15条 センターは、センターの役員又はその職員(審査員を含む。(以下本条において同じ))が、『技術的審査の依頼を自ら行った場合又は代理人として技術的審査の依頼を行った場合は、当該建築物に係る技術的審査を行わないこととする。

2 センターは、センターの役員又はその職員が、技術的審査の依頼に係る建築物について次のいずれかに掲げる業務を行った場合は、当該建築物に係る技術的審査を行わないこととする。

(1)設計に関する業務。

(2)販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務。

(3)建設工事に関する業務。

(4)工事監理に関する業務。

3 センターは、その役員又は職員(過去2年間に役員又は職員であった者を含む。)のいずれかが当該機関の役員又は職員である者の行為が、次のいずれかに該当する場合(当該役員又は職員が当該依頼に係る技術的審査の業務を行う場合に限る。)は、当該依頼に係る技術的審査を行わないこととする。

(1)技術的審査の依頼を自ら行った場合又は代理人として技術的審査の依頼を行った場合。

(2)技術的審査の依頼に係る建築物について、前項の(1)から(4)までのいずれかに掲げる業務を行った場合。

4 技術的審査に係る業務の公正かつ適正性を確保するため、協会が必要と認めた場合に行う監査等に協力しなければならない。

第6章 雜則

(帳簿の作成及び保存方法)

第16条 センターは、次の(1)から(8)までに掲げる事項を記載した技術的審査業務管理帳簿(以下、帳簿」という。)を作成し事務所に備え付け、施錠のできる室又はロッカー等において、個人情報及び秘密情報が漏れることがなく、かつ、技術的審査業務以外の目的で複製、利用等がされない、確実な方法で保存しなければならない。

(1)依頼者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地。

(2)技術的審査業務の対象となる建築物の名称。

(3)技術的審査業務の対象となる建築物の所在地。

(4)技術的審査の依頼を受けた年月日。

(5)技術的審査を行った審査員の氏名。

(6)技術的審査料金の金額。

(7)第11条第1項の適合証の交付番号。

(8)第11条第1項の適合証の交付を行った年月日又は第11条第3項の通知書の交付を行った年月日。

2 前項の保存は、帳簿を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクを保存する方法にて行うことができる。

(帳簿及び書類の保存期間)

第17条 帳簿及び書類の保存期間は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1)第16条第1項の帳簿 技術的審査の業務を廃止するまで。
- (2)技術的審査用提出図書(所管行政庁との契約により保存不要な場合を除く。)及び適合証の写し 適合証の交付を行った日の属する年度から5事業年度。
- (3)審査機関が審査業務の全部を廃止した場合において、業務を継承する機関がある場合は帳簿及び書類の保管引き継ぐこととする。

(帳簿及び書類の保存及び管理方法)

第18条 前条各号に掲げる文書の保存は、技術的審査中にあっては技術的審査のため特に必要ある場合を除き事務所内において、技術的審査終了後は施錠できる室、・ロッカー等において、確実かつ秘密の漏れることのない方法で行う。

2 前項の保存は、前条(1)に規定する帳簿への記載事項及び(2)に規定する書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等の保存にて行うことができる。

(事前相談)

第19条 依頼者は、技術的審査の依頼に先立ち、センターに相談をすることができる。この場合において、センターは、誠実かつ公正に対応しなければならない。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第20条 センターは、電子情報処理組織による依頼の受付及び図書の交付を行う場合にあっては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(国土交通省等への報告等)

第21条 センターは、公正な業務を実施するために国土交通省等から業務に関する報告等を求められた場合には、審査内容、判断根拠その他情報について報告等を行うこととする。

附則 この規程は、平成28年4月1日より施行する。

附則 この規程は、令和2年3月19日より施行する。

附則 この規程は、令和3年2月3日より施行する。

附則 この規程は、令和3年4月1日より施行する。

附則 この規程は、令和6年4月1日より施行する。ただし、この規程の施行の日前に、この規程の改正前の規定に基づき協会に登録された審査員については、この規程の施行の日後に、この規程の改正後の規定に基づき機関が選任した審査員とみなすことができる。

別表

「適合証交付番号の付番方法」

交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

『 省基準 〇〇〇-〇-〇〇-〇〇〇〇-〇-〇〇〇〇〇 』

1～3桁目 登録住宅性能評価機関番号(国土交通省登録番号とは異なる) 又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号(国土交通省登録番号)

- 4桁目 1:登録住宅性能評価機関のみの業務を実施
2:登録建築物エネルギー消費性能判定機関のみの業務を実施
3:登録住宅性能評価機関及び登録建築物エネルギー消費性能判定機関の業務を実施

5～6桁目 センターの事務所毎に付する番号

7～10桁目 適合証交付日の西暦

- 11桁目 1:一戸建ての住宅
2:共同住宅等での建築物申請
3:住戸と非住宅の複合用途での建築物申請
4:非住宅建築物

12～16桁目 通し番号(11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。)

注) 住戸と非住宅の複合用途での建築物申請の場合、1～3桁目の付番は登録住宅性能評価機関番号又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号のいずれかとする。

建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定に係る技術的審査依頼書

年 月 日

一般財団法人にいがた住宅センター

理事長 様

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称

代理者の住所又は
主たる事務所の所在地
代理者の氏名又は名称

建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定に係る技術的審査業務規程に基づき、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第2項の認定基準のうち、以下に掲げる基準への適合性について技術的審査を依頼します。この依頼書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

記

【技術的審査を依頼する認定基準】

法第41条関係

- 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準
- 一次エネルギー消費量に関する基準

【建築物の位置】

【建築物の名称】

- | | | |
|----------|----------------------------------|---------------------------------|
| 【建築物の用途】 | <input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 | <input type="checkbox"/> 非住宅建築物 |
| | <input type="checkbox"/> 共同住宅等 | <input type="checkbox"/> 複合建築物 |

【申請の対象とする範囲】 建築物全体

【認定申請先の所管行政庁名】

【認定申請予定日】 年 月 日

※受付欄	※料金欄
年 月 日	
第 号	
依頼受理者印	

(注意)

- 1.依頼者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2.代理者が存しない場合については、代理者の部分は空欄としてください。
- 3.申請の別において一部の住戸の認定とする場合は、別紙に住戸番号を記載してください

<登録住宅性能評価機関からのお願い>

省エネ技術導入状況等について、個人や個別の住宅が特定されない統計情報として・国土交通省等に提供することがございますのであらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

**建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定に係る技術的審査
適合証**

依頼者の氏名又は名称 様

一般財団法人にいがた住宅センター
理事長

建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定に係る技術的審査業務規程に基づき、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第2項の認定基準に適合していることを証します。

記

1.建築物の位置

2.建築物の名称

3.建築物の用途 一戸建ての住宅 非住宅建築物
共同住宅等 複合建築物

4.申請の対象とする範囲 建築物全体

5.認定申請先の所管行政庁名

6.適合することを確認した認定基準

法第41条関係
外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準
一次エネルギー消費量に関する基準

技術的審査依頼年月日	年 月 日
認定申請予定期	年 月 日
適合証交付年月日	年 月 日
適合証交付番号	省基準 〇〇〇-〇-〇〇-〇〇〇〇-〇-〇〇〇〇〇
審査員姓名	

建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定に係る技術的審査依頼書(変更)

年 月 日

一般財団法人にいがた住宅センター

理事長 様

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称

代理者の住所又は
主たる事務所の所在地
代理者の氏名又は名称

下記の建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定に係る技術的審査業務規程第6条に基づき、変更の技術的審査を依頼します。この依頼書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

記

【計画を変更する建築物の適合証】

1.適合証交付番号 第 号

2.適合証交付年月日

3.適合証を交付した者

4.変更の概要

5.変更の対象となる認定申請書の申請日

※受付欄	※料金欄
年 月 日	
第 号	
依頼受理者印	

(注意)

- 1.依頼者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2.代理者が存しない場合については、代理者の部分は空欄としてください。

**建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定に係る技術的審査
適合証(変更)**

依頼者の氏名又は名称 様

一般財団法人にいがた住宅センター
理事長

建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定に係る技術的審査業務規程に基づき、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第2項の認定基準に適合していることを証します。

記

1.建築物の位置

2.建築物の名称

3.建築物の用途 一戸建ての住宅 非住宅建築物
 共同住宅等 複合建築物

4.申請の対象とする範囲 建築物全体

5.認定申請先の所管行政庁名

6.適合することを確認した認定基準

法第41条関係
 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準
 一次エネルギー消費量に関する基準

技術的審査依頼年月日	年 月 日
認定申請日	年 月 日
適合証交付年月日	年 月 日
適合証交付番号	省基準 〇〇〇-〇-〇〇-〇〇〇〇-〇-〇〇〇〇〇
審査員氏名	

建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定に係る技術的審査に
適合しない旨の通知書

年　月　日

依頼者の氏名又は名称 様

一般財団法人にいがた住宅センター
理事長

別添の建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定に係る技術的審査依頼書及びその添付図書に
記載の建築物については、下記の理由により適合証を交付できませんので、建築物エネルギー消費性能基準に適合
している旨の認定に係る技術的審査業務規程第11条第3項に基づき、通知書を交付します。

記

1 受付番号 第 号

2 理 由

建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定に係る技術的審査
取り下げ届

年 月 日

一般財団法人にいがた住宅センター

理事長 様

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称

建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定に係る技術的審査依頼につきまして、下記により建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定に係る技術的審査業務規程第8条第1項に基づき、依頼を取り下げます。

記

1.依頼書提出日 年 月 日

2.受付番号 第 号

3.建築物の位置

年　月　日

引受承諾書

(建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定に係る技術審査業務)

依頼者の氏名又は名称　様

新潟市中央区新光町15番地2
公社総合ビル7階
一般財団法人にいがた住宅センター
理事長

印

年　月　日付けであった申請について、下記のとおり引き受けすることを承諾します。引受に当たっては、
当機関業務約款及び当機関業務規程を遵守します。

記

1 受付番号 第 S000 - 000 号

2 建築物の位置

3 住宅又は建築物の名称

4 業務期日 年　月　日

5 料金 金 円(税込)